



社団法人

# 日本水産資源保護協会

## C O N T E N T S

## 話題の広場 JAS 業務のご案内

社団法人 日本水産資源保護協会 企画情報室 ..... 3

## 季報

2009年 夏 通巻521

第2巻 第2号

◆理事会及び総会の概要	7	◆環境情報センター（EDC）ニュース	12
◆養殖と防疫	8	協会ホームページについて	
◆会議の報告等	9	◆お知らせ	14
水産資源保護啓発研究事業			
養殖衛生対策センター事業			

マリン・エコラベル・ジャパン 「駿河湾さくらえび2そう船びき網漁業」を認証 ..... 2

マリン・エコラベル・ジャパン 「十三湖シジミ漁業」を認証 ..... 15

第29回 全国豊かな海づくり大会(中央大会) ..... 16



マリン・エコラベル・ジャパン判定会議  
生産段階判定会議(左)／流通加工段階判定会議(右)



# マリン・エコラベル・ジャパンが 「駿河湾さくらえび2そう船びき網漁業」 を認証

由比港漁業協同組合と大井川港漁業協同組合が申請していた  
「さくらえび2そう船びき網漁業」がマリン・エコラベル・ジャパン  
から認証されました。認証された内容は次のとおりです。

## さくらえび2そう船びき網漁業（静岡県）

生産段階認証取得者：由比港漁業協同組合

大井川港漁業協同組合

対象漁船：由比港漁協 86 隻

大井川港漁協 34 隻

認証対象魚種：サクラエビ

漁場：駿河湾富士川沖、大井川沖

認証番号：JFRCA47AA

流通加工段階認証取得者：由比港漁業協同組合

認証番号：JFRCA47AAAA



認証証書引渡し式（5月22日）で引渡しを受ける宮原組合長（由比港漁協、右から二人目）と谷澤組合長（大井川港漁協、右端）

マリン・エコラベル・ジャパン（MEL ジャパン）は、水産資源と海にやさしい漁業を応援する制度として2007年12月に発足しました。この制度は、資源と生態系の保護に積極的に取組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけることにより、このような漁業を奨励・促進する制度です。

## JAS 業務のご案内

社団法人 日本水産資源保護協会

企画情報室

## ●はじめに

日本農林規格（JAS 規格）制度とは、JAS 法に基づき農林水産大臣が制定した JAS 規格を満たしていることが確認（格付）された製品に JAS マークを貼付することを認める制度です。

JASマークに生産情報公表制度があります。生産情報公表 JAS 規格を満たす方法により、給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、原材料や製造過程などの情報が公表されている加工食品等に付されます。

(社) 日本水産資源保護協会では、このうち養殖魚についての生産情報公表養殖魚 JAS に関して、JAS 法に基づく登録認定機関としての登録を受け、次のとおり認定業務を行っています。

認定を受けようとする方はご一読いただき、ご不明な点はお気軽にご相談をして下さい。

連絡先：社団法人 日本水産資源保護協会

〒 104 - 0044

東京都中央区明石町1番1号東和明石ビル5F

電話 03 (6680) 4277 FAX 03 (6680) 4128

企画情報室

小林曜蔵 メール : kobay-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

遠藤 進 メール : en-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

山口 耕 メール : yama-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

ホームページ：<http://www.fish-jfrca.jp/>

### ○認定の種類 : 生産情報公表養殖魚

○認定を行う区域：日本国内

○認定の対象者：生産工程管理者、小分け業者

## ● 目 次

## ○生産情報公表養殖魚

1. 生産情報公表養殖魚の仕組み
  2. 生産情報公表養殖魚の生産情報の公表と表示  
○認定の手順  
○認定の申請者の権利及び義務  
○情報の公開・公表

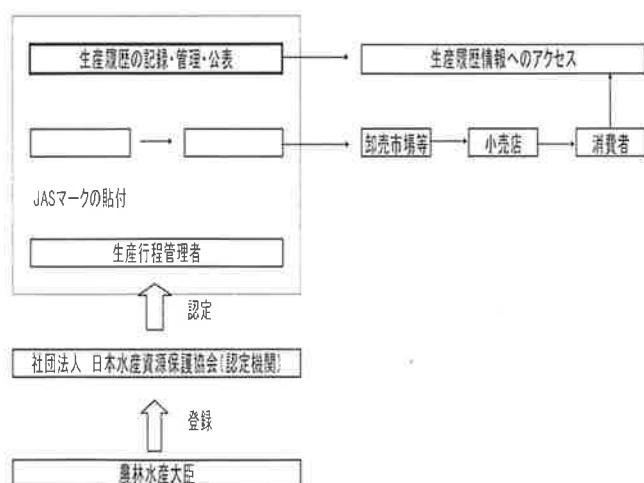
#### ●生產情報公表養殖魚

生産情報公表養殖魚の認定を受けようとする認定申請者は、認定の技術的基準に基づき登録認定機関の認定を受けます。

認定を受けた認定申請者は「生産情報公表養殖魚のJAS規格」に基づき生産されたことを、「生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査の方法」により自ら検査（格付という。）し、格付に合格した農林物資にJASマークを貼付することができます。

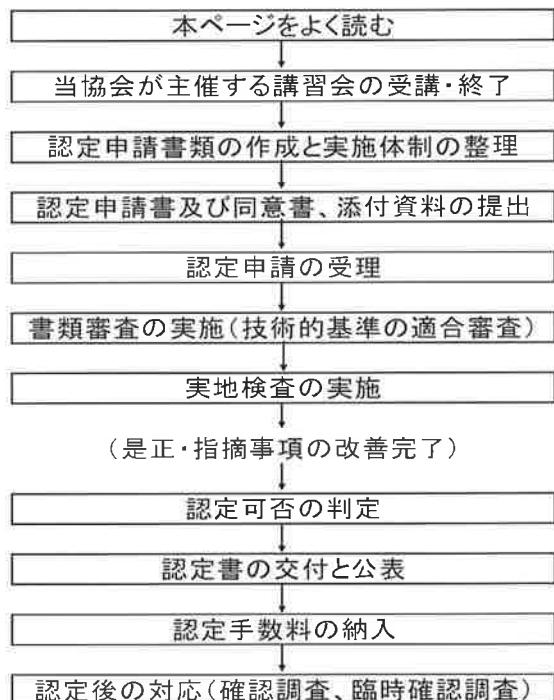
この仕組みや JAS 規格で定める養殖魚の生産の方法及び表示の概要は、次のとおりです。

## 1. 生産情報公表養殖魚の仕組み（生産者の場合）



## 2. 生産情報公表養殖魚の生産情報の公表と表示

## ●認定の手順



### 1 講習会の受講

生産行程管理者の認定又は小分け業者の認定を受ける場合は、講習会の受講が義務付けられています。これらの業務に従事することが予定されている方は必ず講習会を受講して下さい。

講習会の受講者には、本協会の認定業務規程に定める講習会参加費を負担していただきます。講習会参加費は認定審査手数料規程による「認定手数料等の額及び徴収方法」をご覧下さい。

### 2 認定申請書類の作成と実施体制の整備

#### ○認定申請書類の作成

認定申請書類として、申請書本体、内部規程、手順書などの作成が必要となりますので、講習会修了者が中心となり、該当するJAS規格・認定の技術的基準・検査の方法などを踏まえ、タイムスケジュールを決め作成して下さい。

#### ○実施体制の整備

認定申請書類の作成と同時平行的に、内部規程、格付規程、手順書などを従業員に周知し、関連施設や必要な人員、資格の取得など、実施に向けた体制整備を図って下さい。

### 3 認定申請

認定申請書を作成しましたら、内部規程等の添付書

類と認定申請に当たっての「同意書」を添え提出して下さい。

### 4 認定申請の受理

認定申請書が提出された場合は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合を除き、受理いたします。この場合、認定申請書の記載事項に疑義、不備があるときは訂正や追加書類の提出を求めることがあります。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入検査を拒否し、妨害し、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終った日から1年が経過していない者からの申請の場合。
- (2) 本協会又は他の登録認定機関から認定を取り消されてから1年が経過していない者からの申請の場合。
- (3) 認定の取り消しの日前30日以内にその取り消しに係る認定事業者の業務を行う法人又は団体の役員であった者でその取り消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合。
- (4) 認定申請者から本協会の規定に従わない旨の表明があった場合。

(注)(1)～(3)は、JAS法省令46条第1項のハに該当します。

### 5 書類審査の実施

審査員は、提出された認定申請書に基づき、当該養殖魚に係る認定の技術的基準に適合しているかどうかの審査を行い、認定申請書の記載事項に不適合があったときは修正を求めます。その後、実地調査の日程調整を行います。

### 6 実地調査の実施

審査員が現地に出向き、認定申請書の記載事項が事実であることを確認し、当該養殖魚に係る認定の技術的基準が求める事項との適合性を審査します。特に問題がなければ、審査結果を後日認定申請者に通知します。

なお、是正措置が必要な場合は、認定申請者に是正措置を通知して回答を求め、再審査を実施し、最終審査結果を後日通知します。

### 7 認定可否の判定

判定委員で構成する判定委員会を開催して、認定の可否を判定し、その結果を認定申請者に通知します。た

だし、判定の結果、更に是正が必要と認められた場合は、6に戻り再審査を行い、改めて判定委員会を開催して可否の判定を行います。

## 8 認定書の交付と公表

判定の結果、認定を可とする認定申請者には認定書を交付するとともに、農林水産大臣にその旨を報告し、本協会のホームページなどで認定事業者名その他を公表します。

## 9 認定手数料の納入

認定申請者には、本協会の認定業務規程に定める認定手数料の額を納入していただきます。認定手数料の額は「認定審査手数料規程」をご覧下さい。

## 10 認定後の対応

認定後も、認定基準を満たしていることを確認するため、毎年、認定事項の確認調査（審査）を実施します。また、認定生産行程管理者から認定事項に関する変更届けがあった場合や苦情・異議申し立て等が提起された場合など本協会が必要と認める場合は、臨時確認調査（審査）を実施します。

この場合、認定生産行程管理者は、本協会の認定業務規程に定める確認審査手数料又は臨時確認審査手数料の額を納入していただきます。確認審査手数料又は臨時確認審査手数料の額は「認定手数料規程」をご覧下さい。

## ●認定申請者の権利及び義務

### 1 認定申請者の権利

(1) 認定申請書が提出された場合は、原則として受理いたします。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は受理できません。

① 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立ち入り検査を拒否し、妨害し、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終った日から1年が経過していない者からの申請の場合。

② 本協会又は他の登録認定機関から認定を取り消されてから1年が経過していない者からの申請の場合。

③ 認定の取り消しの日前30日以内にその取り消しに係る認定事業者の業務を行う法人又は団体の役員であった者でその取り消しの日から1年が経過し

ていない者からの申請の場合。

- ④ 認定申請者からの本協会の規定に従わない旨の表明があった場合
- (2) 認定業務に関する判定等について、不服がある場合は異議の申立てを行うことができます。この場合、業務規程で定める「苦情・異議の申し立て及び紛争処理規程」により対処いたします。

### 2 認定申請者の義務

認定申請者の義務は、「本協会の要求事項」のとおりでありますので、「本協会の要求事項」をご覧下さい。

#### 「本協会の要求事項」

- 1 認定申請者は、次の(1)から(4)までの事項を遵守することについて、認定申請時に同意書を提出すること。
  - (1) 社団法人 日本水産資源保護協会の認定業務規程及び付随する諸規程等に従うこと。
  - (2) 社団法人 日本水産資源保護協会の認定業務の一部を外部委託して実施すること。
  - (3) 審査に必要な文書による調査、施設への立ち入り、記録の閲覧及び面談のための用意を行い誠実に対応すること。
  - (4) 社団法人 日本水産資源保護協会が認定申請の範囲内で審査のために必要な情報をもとめたときは、速やかに提供すること。
- 2 認定を受けた認定事業者は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること。
  - (2) 格付及び格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。
  - (3) 農林水産大臣の行う格付又は格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
  - (4) 認定事項を変更し、又は格付業務（格付の表示の業務）を廃止しようとするときは、あらかじめ本協会に通知すること。
  - (5) 認定を受けている旨の広告又は表示をするとときは、認定に係る農林物資以外の製品について本協会の認定を受けていると誤認させ、又は本協会の認定の審査の内容、その他の認定に関する

業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。

- (6) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 本協会が(5)又は(6)の条件に違反すると認め、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (8) (5)又は(6)のほか、他人に認定、又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について本協会の設定を受けていると誤認させ、又は本協会の認定の審査の内容、その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (9) 本協会が行う審査等に協力すること。
- (10) 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績（格付の表示の実績）を本協会に報告すること。
- (11) 本協会が、認定申請者及び認定事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所、養殖場、加工場等に立ち入り、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を調査することができること。
- (12) 認定事業者が(1)から(10)までの条件に違反し、又は(11)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(11)の調査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本協会は、認定の取消し又は格付業務（格付の表示の業務）及び格付の表示を付した製品の出荷の停止若しくは自粛を請求できること。
- (13) 認定事業者が(12)の請求に応じないときは、本協会はその認定を取消すこと。
- (14) 認定事業者が認定の取消し又は格付業務（格付の表示の業務）及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の処分を受けたとき、認定事業者であることを言及している宣伝・広告等を中止し、認定書を返却すること。
- (15) 認定事業者が、認定業務規定の第10条及び第

11条に規定する手数料を請求してから6ヶ月以上納付しないときは、本協会はその認定を取り消すこと。

- (16) 本協会は、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る養殖場、加工場等の名称及び所在地並びに認定の年月日、(12)の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取り消しの年月日及び当該請求又は取り消しをした理由並びに格付業務（格付の表示の業務）を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
- (17) JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その件について記録し、又、その記録を本協会の求めに応じて本協会に利用されること。
- (18) 認定業務規程第14条の規定に基づき協会が業務委託する者（機関）に対する同意について。
- (19) JAS 証票における認定機関名は、社団法人 日本水産資源保護協会、又はその略称として(社)日本水産資源保護協会、日本水産資源保護協会、日水資或いはJFRCAを用いること。

### ●情報の公開・公表

1. 本協会は、JAS 法第17条の9の規定に基づき被認定事業者その他の利害関係人からの申請に応じて、過去5年間の財務諸表等を閲覧又は交付できるよう備えています。

また、被認定事業者その他の利害関係人は、財務諸表等の書面の謄本又は、抄本を請求することができます。

本業務の連絡先は、管理部 中村までお問い合わせください。

2. 本協会は、次の場合、本協会のホームページで当該認定事業者名などを公表します。

- (1) 認定事業者の認定を行ったとき。
- (2) 認定事業者に対し、格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止を請求したとき。
- (3) 認定事業者が格付に関する業務を廃止したとき。
- (4) 認定事業者の認定を取り消したとき。

# 理 事 会 及 び 総 会 の 概 要

## 平成 21 年度第 1 回理事会

1. 日時：平成 21 年 6 月 16 日（火）14:00 ~ 14:45

2. 場所：東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 3 号  
ホテル・ルポール麹町

3. 開会及び挨拶

事務局が開会を宣した後、川本会長から開会の挨拶及び大角水産庁栽培養殖課長から来賓の挨拶があった。

4. 出席理事数の報告

事務局より、出席者数が委任状を含め 33 名で、定款に定める定足数を満たしており、理事会は成立している旨報告した。

5. 議事の概要

(1) 定款の定めに従い川本会長が議長となり、議事録署名人に次の 3 理事を指名した。

谷川洋司理事、弓削志郎理事、和田宗利理事の各氏

(2) 議事

第 1 号議案

「第 56 回通常総会の招集及び総会に付議すべき事項」

(1) 平成 20 年度事業報告及び決算報告の件

(2) 役員選任の件

下村専務理事が説明を行い、全会一致で可決承認され、通常総会に付議されることになった。

第 2 号議案 会員の入会について

下村専務理事が、社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構の入会について了解を願いたいとの説明がなされ、全会一致で可決承認された。

6. 閉会

議長より議事が全て終了したことを告げ、閉会を宣した。

## 第 56 回通常総会

1. 日時：平成 21 年 6 月 16 日（火）15:00 ~ 15:50

2. 場所：東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 3 号  
ホテル・ルポール麹町

3. 開会及び挨拶

事務局が開会を宣した後、川本会長から開会の挨拶及び成子水産庁増殖推進部長から来賓の挨拶があった。

4. 出席会員数の報告

下村専務理事から、会員数 250 のところ代理人を含む出席会員数 55、委任状提出会員数 177、合計 232 会員で、定款に定める定足数を満たしており、総会は成立している旨報告した。

5. 議事の概要

(1) 議長選出

議長に財団法人日本鯨類研究所理事長 森本稔氏を選出した。

(2) 議事録署名人の選出

議長は次の 3 氏を議事録署名人として指名した。

社団法人 全国豊かな海づくり推進協会 谷川洋司氏

財団法人 海洋生物環境研究所 弓削志郎氏

社団法人 農林水産技術情報協会 和田宗利氏

(3) 議事

ア 第 1 号議案 平成 20 年度事業報告及び決算報告の件

議長が第 1 号議案を上程、下村専務理事が説明を行った後、高江洲監事から監査報告が行われ、全会一致で可決承認された。

イ 第 2 号議案 役員選任の件

議長が第 2 号議案を上程、議長が選任方法を説いた上、案が提案され全会一致で可決承認された。続いて、会長、副会長、専務理事の互選のための理事会開催のため、総会を暫時休憩とした。理事会終了後、総会を再開し下村専務理事より会長、副会長、専務理事が重任された旨の互選結果を報告した。

6. 報告事項

下村専務理事が社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構が加入したこと、養殖魚 JAS の登録認定機関へ当協会が認定されたこと、及び、マリンエコラベル・ジャパンについて日本海へにずわいがに漁業に引き続き、駿河湾のさくらえび漁業、十三湖のしじみ漁業が認証されたことを報告した

7. 閉会

予定の議事は全て終了、下村専務理事が第 56 回通常総会の閉会を宣した。

平成 20 年度事業報告及び決算報告の詳細ならびに役員名簿については、当協会ホームページ (<http://www.fish-jfrc.jp/>) でご覧下さい。

## 魚病関連会議の報告

I. 第13回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会  
日時：平成21年4月22日14:00～17:00  
場所：水産庁漁政部第2会議室（農林水産省本館8階）  
参加機関：茨城県内水面水産試験場、茨城県農林水産部漁政課、霞ヶ浦北浦水産事務所、茨城県内水面水産試験場、埼玉県農林部生産振興課、千葉県内水面水産研究所、新潟県内水面水産試験場、新潟県農林水産部水産課、長野県水産試験場、全国養鯉振興協議会、全国内水面漁業協同組合連合会、全日本錦鯉振興会、東京海洋大学大学院海洋科学研究科、日本獣医生命科学大学、（独）水産総合研究センター研究推進部、（独）水産総合研究センター養殖研究所、（社）日本水産資源保護協会、水産庁増殖推進部栽培養殖課、水産庁資源管理部沿岸沖合課、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室  
議事次第：

1. 開会

2. 議事

（1）現状報告について

KHV病の発生状況（事務局）

（2）試験・研究について

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（佐野委員）

（3）まん延防止措置について

霞ヶ浦北浦におけるコイ養殖再開について（茨城県）

（4）その他

## II. 第5回ホヤの新疾病に関する防疫会議

日時：平成21年5月15日（金）10:00～12:00  
場所：水産庁漁政部第2会議室（農林水産省本館8階）  
参加機関：青森県産業技術センター水産総合研究所、青森県農林水産部水産局水産振興課、岩手県水産技術センター、岩手県農林水産部水産振興課、宮城県水産技術総合センター、宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場、宮城県農林水産部水産業基盤整備課、北海道大学大学院薬学研究、東京大学大学院農学生命科学研究科、（独）水産総合研究センター養殖研究所、（社）日本水産資源保護協会、水産庁増殖推進部栽培養殖課、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室

議事次第：

1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者紹介

4. 議題

（1）現状・経過報告

① 岩手県

② 宮城県

③ 他

（2）調査研究等

① 宮城県水産技術総合センター

② 北海道大学

（3）今後の対応

① 原因の特定

② 診断方法、予防方法

（4）その他

5. 閉会

## III. アユ疾病対策協議会第1回幹事会

日時：平成21年5月22日14:00～17:00

場所：水産庁漁政部第2会議室（農林水産省本館8階）  
参加機関：山形県農林水産部生産技術課、群馬県農政部蚕糸園芸課、長野県農政部園芸畜産課、滋賀県農政水産部水産課、和歌山県農林水産総合技術センター内水面試験地、（独）水産総合研究センター研究推進部、（独）水産総合研究センター養殖研究所、全国内水面漁業協同組合連合会、（社）日本水産資源保護協会、水産庁増養殖推進部栽培養殖課、水産庁資源管理部沿岸沖合課、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室

議事次第：

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

（1）平成21年度の取り組みについて

① 平成21年度の取り組み（水産安全室）

② 幹事県での取り組み状況（幹事県）

（2）アユ冷水病関係について

① アユ冷水病関係調査（水産安全室）

② アユ冷水病関係研究開発（養殖研究所）

（3）その他の疾病関係について

① エドワジエラ・イクタルリ浸潤状況調査

② ポケ病関係調査研究（水産安全室）

（4）その他

4. 閉会

# 会議の報告等

## 水産資源保護啓発研究事業

コンサルタントの派遣

回	開催日	派遣依頼機関	開催場所	課題	内 容	講師氏名 (敬称略)
1	5月15日	広島県	福山市	カワウのねぐら、コロニーにおけるカワウ被害防除技術（ふ化抑制技術等）	広島県の漁業協同組合関係者等を対象に、ふ化抑制技術（儀卵置き換え法、ドライアイス凍結法）によるカワウ被害防除技術について解説を受ける。	山梨県水産技術センター坪井潤一
2	5月18日	青森県	東津軽郡平内町	マナマコ種苗生産時の減耗要因であるコペポーダについて食塩などを利用した防除手法の技術指導並びに効率的マナマコ種苗生産手法の助言	青森県の漁業協同組合関係者等を対象に、シオダマリミジンコによる食害防止法を飼育段階に沿って説明を受ける。また、水中ポンプとエアリフトによる駆除方法について現場指導を受ける。	北海道立栽培水産試験場 酒井勇一

## 養殖衛生対策センター事業

平成21年度養殖衛生管理技術者養成本科コース第1年次研修ならびに養殖衛生管理行政コース

日時：平成21年5月31日(日)10:00～6月11日(木)17:45

うち、5月31日(日)～6月3日(水)養殖衛生管理行政コースと同時開催

場所：当協会研修室

概要：養殖衛生管理技術者養成研修は、養殖衛生管理技術者として必要な知識、技術の講義を3年間にわたり実施し、技術者の育成および層の拡大を図ることを目的とした研修である。本科コース1年次研修では、

総論として魚病とその諸原因に関する内容の魚病学概論。各論として、主として魚介類養殖現場で発生するウイルス性疾患、細菌性疾患、寄生虫性疾患について、分類、疫学、症例、診断、防除対策等の講義が行われた。また、食の安全・安心に係る養殖衛生論、漁場環境評価と改善策に関する養殖漁場環境論および法規(持続的養殖生産確保法、薬事法、食品衛生法)についての講義が行われた。これら関係法規ならびに魚病学総論の講義については、本科コースと同時に、都道府県水産課の養殖衛生対策担当者を対象とした養殖衛生管理行政コースを開催した。

平成21年度養殖衛生管理技術者養成本科コース第1年次研修  
ならびに養殖衛生管理行政コース研修 科目および講師

科 目	単 位	氏 名	所 属
魚病学総論	4	小川 和夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究所
細菌病	2	青木 宙	国立大学法人東京海洋大学大学院海洋科学技術研究所
	8	中井 敏博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究所
	8	山本 淳	国立大学法人鹿児島大学水産学部

科 目	単 位	氏 名	所 属
ウイルス病	4	吉水 守	国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院
	8	福田 順穂	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部
寄生虫病	6	小川 和夫	上記
	2	良永 知義	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科
	2	横山 博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科
養殖漁場環境論	2	中西 敬	総合科学株式会社 近畿大学農学部水産学科（非常勤）
養殖衛生論	2	吉水 守	上記
食品衛生法	2	前川加奈子 江島裕一郎	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
薬事法	2	山本 欣也	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室
持続的養殖生産確保法	2	下迫田裕二 坂内 裕	水産庁増殖推進部栽培養殖課 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室
合計単位数	54		

\* 太線部は 1 年次、行政コース合同科目（敬称略）

平成 21 年度養殖衛生管理技術者養成本科コース第 1 年次研修  
ならびに養殖衛生管理行政コース研修 時間割

時 限 月 日	1	2	3	4	5	6
	10:00 ~ 11:00	11:00 ~ 12:00	13:00 ~ 14:00	14:00 ~ 15:00	15:15 ~ 16:15	16:15 ~ 17:15
5月31日（日）	細菌病 (中井)		細菌病 (中井)		細菌病 (中井)	
6月1日（月）	細菌病 (中井)		魚病学総論 (小川)		魚病学総論 (小川)	
2日（火）	持続的養殖生産確保法 (坂内・下迫田)		薬事法 (山本欣)		食品衛生法 (前川・江島)	
3日（水）	養殖漁場環境論 (中西)		ウイルス病 (吉水)		ウイルス病 (吉水)	
4日（木）	養殖衛生論 (吉水)		ウイルス病 (福田)		ウイルス病 (福田)	
5日（金）	ウイルス病 (福田)		ウイルス病 (福田)		細菌病 (青木)	
8日（月）	寄生虫病 (小川)		細菌病 (山本淳)		細菌病 (山本淳)	
9日（火）	細菌病 (山本淳)		細菌病 (山本淳)			
10日（水）	寄生虫病 (良永)		寄生虫病 (横山)			
11日（木）			寄生虫病 (小川) @13:30 開始		寄生虫病 (小川) @17:45 終了	

\* 太線部は 1 年次、行政コース合同科目（敬称略）

## 平成 21 年度養殖衛生管理技術者養成本科コース第 1 年次研修受講者（16 名）

都道府県等	受講者氏名	受講者所属
茨城県	中谷 仁崇	茨城県内水面水産試験場増殖部
栃木県	横塚 哲也	栃木県水産試験場
長野県	小関 右介	長野県水産試験場佐久支場
岐阜県	苅谷 哲治	岐阜県河川環境研究所下呂支所
滋賀県	竹上 健太郎	滋賀県水産試験場
鳥取県	水本 泰	鳥取県農林水産部水産振興局水産課
山口県	津田 徹	社団法人山口県栽培漁業公社 内海生産部
徳島県	鎌田 信一郎	徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究所 美波庁舎
高知県	石川 徹	高知県水産試験場増養殖環境課
福岡県	石谷 誠	福岡県水産海洋技術センター 豊前海研究所
長崎県	門村 和志	長崎県対馬振興局水産課 対馬水産業普及指導センター
大分県	内海 訓弘	大分県農林水産研究センター 水産試験場内水面研究所
宮崎県	福田 紘士	宮崎県東臼杵農林振興局
水研セ	奥川 元一 増田 賢嗣 高野 優一	独立行政法人水産総合研究センター 養殖研究所 札幌魚病診断・研修センター 独立行政法人水産総合研究センター 志布志栽培漁業センター 独立行政法人水産総合研究センター 養殖研究所 病害防除部

(敬称略)

## 養殖衛生管理行政コース受講者（9 名）

都道府県等	受講者氏名	受講者所属
青森県	森 恭子	農林水産部水産局水産振興課
茨城県	星野 尚重	霞ヶ浦北浦水産事務所
福井県	倉 有里恵	嶺南振興局二州農林部林業水産課
	松宮 由太佳	農林水産部水産課
三重県	勝田 孝司	農水商工部水産資源室
広島県	加藤 文仁	財団法人広島市農林水産振興センター水産部 栽培漁業課
徳島県	石川 陽子	農林水産部ブランド戦略総局 水産課
福岡県	森本 真由美	農林水産部水産局水産振興課
鹿児島県	鶴田 和弘	水産技術開発センター 安全食品部

(敬称略)

平成 21 年度第 1 回養殖生産工程管理手法（GAP 手法）  
推進委員会

日時：平成 21 年 6 月 17 日（水）13：30～16：45

場所：社団法人 日本水産資源保護協会 研修室

出席者：(敬称略)

・委員

舞田正志（国立大学法人 東京海洋大学大学院・教授）、矢田 崇（独）水産総合研究センター・中央水産研究所・内水面研究部・室長)、望月万美子（静岡県産業部水産資源室・副主任）、小原昌和（長野県水産試験場・環境部長）、永島 宏（宮城県農林水産

部水産業基盤整備課・技術副参事兼技術補佐）、岩城善宣（全国養鯉振興協会・富士養鯉漁業協同組合・専務理事）、増田充男（日本チェーンストア協会・総括マネージャー）、菅 いづみ（全国消費者団体連絡会・事務局）。

・農林水産省消費・安全局

鏑木健志（水産安全室課長補佐）水谷公一（同 飼料安全専門官）堀端要仁（同 安全指導係）藤井宏美（同 安全指導係）

・社団法人日本水産資源保護協会

反町稔（養殖衛生対策センター長）、鈴木隆志（企画

情報室)、岩下誠(養殖衛生対策センター)、佐々木美和(養殖衛生対策センター)

**概要:**適正養殖規範(=GAP: Good Aquacultural Practice)とは、適正な水産物の養殖を行うために、養殖生産の作業工程ごとに想定される危害要因と、その対応策などを示すものであり、またそれを実践する取り組みである。水産基本計画においても養殖水産物の安全性や品質に関する消費者の関心に応えるため、養

殖対象魚種ごとに適正養殖規範を策定し、順次可能な養殖水産物からその普及を促進するよう位置づけられている。今年度は、養殖サケ・マス類を対象として適正養殖規範を策定すべく、第1回推進委員会を開催し、サケ・マス類養殖生産過程で想定されるリスク管理や、GAP手法実践のための手引書、チェックリストについて検討を行った。また、養殖主産地において実地検証を行う実証試験についての検討も行われた。

## EDC(環境情報センター)ニュース

### 協会ホームページについて

当協会のホームページを、一般の皆様に利用しやすいページとしてリニューアルしました。本号では、ホームページに掲載されている情報の概要について紹介します。

#### 1. 協会の概要

「協会の概要」のほか、漁場環境、資源管理、防疫治療に関するパンフレット、水産研究叢書、水産増養殖叢書、海外水産叢書、漁政叢書などの「出版案内」、「漁業影響調査」について掲載しています。

#### 2. 啓蒙・普及

当協会が定期的に発行している季報のうち、最新号の「燈火」、「話題の広場」および「会員の窓」については本ページからPDFファイルでダウンロードでき、一般の方もご利用いただけます。また、過去の月報・季報に掲載されたこれらの記事も一覧できます。

#### 3. 水産資源管理

当協会が実施している「科学オブザーバー育成事業」、「水産エコラベル」を紹介しています。また、「資源回復情報」では、以下の報告書の概要版を掲載しています。

- ・平成13年度 日本における選択漁具漁法の取り組み関連報告書等目録

- ・平成14年度 漁具選択性パラメータ集

- ・平成15年度 マアナゴ資源と漁業の現状

- ・平成16年度瀬戸内海サワラの価格形成に関する経済分析

#### 4. 環境・水質

当協会が水産庁から受託・運営している「有明海等環境情報・研究ネットワーク」、「赤潮等情報ネットワークシステム」および「伊勢・若狭湾環境情報データベース」のホームページにリンクしています。また、「漁場改善計画作成・運用のための手引書(指導者編)」の全文を掲載しています。

「湖沼環境の基盤情報整備事業」では、日本財団の助成を受けて実施した、湖沼の自然環境ならびに社会環境等の基盤情報の整備に関する報告書を掲載しています。「十和田湖」、「支笏湖」はヒメマスが移殖され、昔から多くの国民に利用されている湖沼です。また、平成18、19年度に実施した「サクラマス、ビワマス、地方種」の報告書も閲覧できます。

#### 5. 養殖衛生



## 社団法人 日本水産資源保護協会

JFRC : Japan Fisheries Resource Conservation Association

協会の概要	啓蒙・普及	水産資源管理	環境・水質	養殖衛生	魚病情報	水産認証	お知らせ
<ul style="list-style-type: none"> <li>ご挨拶</li> <li>協会の概要</li> <li>出版案内</li> <li>漁業影響調査</li> <li>協会事務所の地図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>季報・月報</li> <li>カラーページ（会員の窓、その他）</li> <li>パンフ・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学オブザーバー育成事業</li> <li>水産エコラベル</li> <li>資源回復情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有明海等環境情報・研究ネットワーク※</li> <li>赤潮等情報ネットワークシステム※</li> <li>伊勢・若狭湾環境情報データベース※</li> <li>漁場改善計画作成・運用のための手引書</li> <li>漁場改善計画パンフレット</li> <li>「閉鎖性水域における自動観測マイによる漁場環境の連続観測と予報」</li> <li>「湖沼環境の基盤情報整備事業」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定疾病</li> <li>コイヘルペスウイルス病</li> <li>アユの疾病</li> <li>研究成果報告書</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚病情報ネットワーク※</li> <li>受託検査のご案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産エコラベル（MEL ジャパン）</li> <li>養殖魚 JAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同シンポジウム開催（平成21年6月）</li> <li>移転のお知らせ（平成21年1月26日）</li> <li>養殖魚 JAS の認定</li> <li>MEL ジャパンの審査</li> </ul>

社団法人 日本水産資源保護協会のホームページ（トップページ）

「特定疾病」では、パンフレット「水産防疫の対象疾患」および「特定疾病診断マニュアル－魚類防疫技術シリーズ XXV－診断マニュアル」、「コイヘルペスウイルス病」では、「コイヘルペスウイルス（KHV）病対策のポイント」、「錦鯉養殖場におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生を防止するために（養殖管理チェック表付き）」が PDF ファイルでダウンロードできますので、ご活用ください。

「アユの疾病」では、アユ冷水病対策協議会で取りまとめられた「アユ冷水病対策協議会取りまとめ」および「アユ冷水病防疫に関する指針」が農林水産省内へのリンクで閲覧できます。また、「アユ冷水病対策のポイント」、「STOP アユの冷水病」、「アユ釣りを楽しむすべての方へ」および「アユの病気」のパンフレット・リーフレットも掲載していますので、あわせてご活用ください。

「研究成果報告書」では、以下の報告書を掲載しています。

- 養殖衛生管理問題への調査・研究成果報告書（平成20年度）
- 養殖衛生管理技術開発研究成果報告書（平成15～19年度）
- 魚病技術開発研究成果報告書（平成11～14年度）

### 6. 魚病情報

「魚病情報ネットワーク」は、国・都道府県の関係者を対象としたページで、ID とパスワードによるユーザー認証が必要です。

当協会で受託している以下の検査については、「受託検査のご案内」で紹介しています。

- コイヘルペスウイルス（KHV）PCR 検査
- KHV Nested（ネステッド）PCR 検査（タイ王国対応）
- 錦鯉特定疾病検査
- ロシア向け輸出水産食品魚病検査（活魚介類）

### 7. 水産認証

「水産エコラベル（MEL ジャパン）」の紹介のほか、「養殖魚 JAS」に関する規定を掲載しています。

### 8. お知らせ

最新情報をお知らせしています。

最新情報を順次追加して内容を充実させ、漁業関係者、行政担当者、研究者および一般の皆様に水産資源の保護培養と漁場環境の保護に有益な情報を提供できるページづくりを進めたいと考えておりますので、今後とも当協会ホームページをご利用いただきますようお願いします。

## 社団法人日本水産資源保護協会

### 「設立趣意書」

漁業生産の恒久的発展の基礎は、水産資源の維持増大にあることは論をまたないところであります。

近時、水産物に対する需要の増大、漁業技術の向上、漁業設備の近代化に伴って、漁場の開発は著しく進展し、わが国は勿論のこと世界の諸国においても沿岸ならびに沖合、遠洋漁業の振興は重要問題として取上げられ、国際間において水産資源の管理と合理的利用について重大なる関心が高まりつつあります。

一方国内では、漁業法の改正、沿岸漁業等振興法案の国会提案を契機として漁場及び水産資源の効率的な利用方針を基礎にして、漁業構造を改善するという画期的施策が講じられつつあります。

ひるがえって、水産資源保護対策の現状をみると、国においては、瀬戸内海栽培漁業センターの設置、漁場造成事業の推進、増養殖技術の開発、さけ・ます資源対策の強化、内水面における種苗の放流、漁獲努力に対する規制措置等水産資源の保護培養と維持管理に関する各般の施策を講じられてはいるものの、この対策は資源保護に対する国民の認識が浅く、また資源についての調査研究の困難性等のため、漁業技術の発展に比して著しい立ち後れを見せております。

加えて、近時海岸河川附近において急激に発展しつつある他産業の影響と、し尿の海中投棄等による水質汚濁のため漁場価値の低下を招来し、漁業を近代的産業に育成するための諸施策を進める上に大きな障害となっております。

水産資源の公共性からみて、その保護培養は、国家的事業であることは勿論でありますが、たんに国や地方公共団体の努力や、法的規制のみで目的を達成するものではなく、直接の受益者であるわれわれ漁業関係者自らが関心をたかめ、漁業経営の安定と発展のため資源維持に積極的な努力をはらうことは勿論、国民の財産としての水産資源保護の重要性を広く水産関係各団体によりかけて恒久的な運動にまで進展することが極めて緊急時であると考えます。

国においても、本年度新たにこの事業に対し助成を図ることになりましたが、これを契機としてわれわれ漁業関係者がうって一丸となり、政府等の施策に協力しつつ、水産資源の保護を強力に推進しうる体制を速やかに確立せんとするものであります。

昭和 38 年 4 月

設立発起人代表

社団法人 大日本水産会会長  
高 砥 達 之 助



### ● お知らせ ●

#### 「(社)日本水産資源保護協会・受託検査について」

当協会では、以下の検査を受託しています。検査の申し込み・詳細は下記までお問い合わせ下さい。

##### ●検査内容

- ・コイヘルペスウイルス (KHV) PCR 検査および KHV Nested PCR 検査
- ・錦鯉特定疾病検査 : KHV およびコイ春ウイルス血症 (SVC) 対象
- ・ロシア向け輸出水産食品魚病検査 (活魚介類検査)

##### ●検査方法

農林水産省「特定疾病等対策ガイドライン」、国際獣疫事務局 (OIE) 監修の疾病診断マニュアルなどに準拠した方法を用います。検査結果は、英文表記あるいは日英文併記の結果報告書を発行します。

##### ●受託検査に関するお問い合わせ・資料請求

社団法人 日本水産資源保護協会 受託検査担当

TEL : 03-6680-4277 FAX : 03-6680-4128

E-mail : kensa-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

ホームページ : <http://www.fish-jfrca.jp/>

#### 「会員の窓へのご寄稿について」

日頃の活動、地域の特色や最新情報などを紹介する「会員の窓」は、掲載開始から大好評をいただいているコーナーです。本誌に掲載された記事は、当協会ホームページでもご覧いただけます。皆様のPR活動の場としてご寄稿お待ちしております。

##### ○ご寄稿方法

- ・掲載は無料（ただし当協会会員団体に限る）
- ・必要書類 : 1,200 字程度の紹介文と写真 3 ~ 5 枚

##### ○ご寄稿に関するお問い合わせ

社団法人 日本水産資源保護協会 企画情報室

担当 : 遠藤 進

TEL : 03-6680-4277 FAX : 03-6680-4128

E-mail : en-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

ホームページ : <http://www.fish-jfrca.jp/>

# マリン・エコラベル・ジャパンが 「十三湖シジミ漁業」を認証



認証証書引渡し式（5月22日）で十三漁業協同組合に代わって引渡しを受ける柳瀬常務（漁港漁場漁村技術研究所）。同研究所はMELジャパン制度の「業種別団体等」として本案件の報告書取りまとめの協力をされました。

十三漁業協同組合が申請していた「十三湖シジミ漁業」がマリン・エコラベル・ジャパンから認証されました。認証された内容は次のとおりです。

## 十三湖シジミ漁業（青森県）

生産段階認証取得者：	十三漁業協同組合
対象漁業者：	十三漁業協同組合所属ジョレン曳き漁業者 105名
認証対象魚種：	ヤマトシジミ
漁場：	十三湖内の指定区域
認証番号：	JFRCA23AA
流通加工段階認証取得者：	十三漁業協同組合
認証番号：	JFRCA23AAAA



十三湖産大和しじみ



人力によるジョレン曳き  
（船曳き）

マリン・エコラベル・ジャパン（MEL ジャパン）は、水産資源と海にやさしい漁業を応援する制度として2007年12月に発足しました。この制度は、資源と生態系の保護に積極的に取組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけることにより、このような漁業を奨励・促進する制度です。



日時 2009年10月31日(土)

会場 国立大学法人 東京海洋大学【品川キャンパス】

主催 豊かな海づくり大会推進委員会

後援 農林水産省・環境省(予定)

R100

吉田ハリフを100%使用しております。



平成21年8月14日発行

発行 社団法人 日本水産資源保護協会

連絡先  
〒104-0044  
東京都中央区明石町1-1 東和明石ビル5F  
TEL 03(6680)4277  
FAX 03(6680)4128  
振替口座 00120-8-57297

企画・編集 社団法人 日本水産資源保護協会  
制作 株式会社 生物研究社  
印刷 株式会社 技報堂